

羽 島 市 水 道 事 業 給 水 装 置 施 工 基 準

(令和4年3月29日決裁)

(令和6年5月23日決裁)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この基準は、給水装置等の工事（以下「給水工事」という。）の施工に関し、羽島市水道事業給水条例（昭和35年羽島市条例第1号（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき給水装置の構造及び材質、その他必要な事項について定め、もって水道水の安定供給に資することを目的とする。

(給水装置の定義)

第2条 この基準において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

第2章 基本的事項

(給水工事の種類)

第3条 給水工事の種類は、次に定めるところによる。

- (1) 新設工事 水道の必要な建物等に、新たに給水装置を設置する工事
- (2) 改造工事 既設給水装置において、給水管の口径、管種及び位置などを変更する工事
- (3) 増設工事 既設給水管において、既設部分の変更を伴わないで水栓を増やす工事
- (4) 移設工事 給水管及び水道メーター（以下「メーター」という。）の位置を変更する工事
- (5) 変更工事 既設給水装置の部分的な破損箇所等を修復又は修繕する工事
- (6) 撤去工事 既設給水装置の一部又は全部を除去及び切断する工事

(給水方式)

第4条 給水方式は、直結直圧式、直結増圧式、受水槽方式又は受水槽併用方式とし、その基準は次に定めるところによる。

- (1) 直結直圧式

一般的な給水方式で、当該給水装置の使用水量に対して配水管の口径が適正

で、かつ、水圧が十分確保できている場合。原則 2 階までの給水とする。2 階までの給水とは、2 階給水栓の高さが配水管布設道路面からの高さが 5 m 以下と定義する。

(2) 直結増圧式

中高層建物において受水槽を設けることなく、給水管の途中にブースターポンプを設置し、直結給水する方式をいう。この方式を採用する際は、水道事業の管理者の権限を行う者（以下「市長」という。）と別途協議を行わなければならない。

(3) 受水槽方式

配水管からの水道水を一旦受水槽に貯めてから給水する方式をいう。次に該当する場合は、直結式に適していないため、受水槽方式による給水とする。

- ア 3 階建以上の建物に給水する場合
- イ 一時に多量の水を必要とする場合
- ウ 配水管の水圧変動に関わらず、常時一定の水量を必要とする場合
- エ 配水管の断水時にも給水を必要とする場合
- オ 配水管布設道路地盤高から 5 m を超えて給水する場合
- カ その他市長が受水槽方式の給水が適当であると判断する場合

(4) 受水槽併用方式

直結直圧方式及び受水槽方式を併用する方法をいい、次に従い採用することができる。

- ア 前号の規定にかかわらず、別に定める「3 階建物直結直圧給水取扱要領」に該当する場合は、3 階部分を直結直圧方式にすることができる。
- イ 4 階建て以上の建物であって、アの規定により 3 階部分を直結直圧方式にできる場合は、1 階から 3 階部分を直結直圧方式、4 階以上を受水槽方式の併用とすることができる。

- 2 給水装置に第 10 条 1 項第 5 号に定めるもの以外の給水用具等を接続するときは、受水槽を設置しなければならない。
- 3 消火用貯水施設を有する施設については、直結直圧方式と併用で受水槽を設置することができる。

（メーターの設置基準）

第 5 条 メーターの設置基準については、次に定めるところによる。

- (1) 一つの敷地内に1個とする。ただし、アパート等集合住宅、二世帯住宅等で、メーター個数分に対する分担金が納付されている場合は、総括バルブを設置した後側にその個数分設置することができる。
 - (2) 給水管の分岐口径とメーターの口径は同一とすること。ただし、同一敷地内に複数のメーターを設置する場合は、メーターの個数に見合った給水管口径とすること。
 - (3) 口径75ミリ以上のメーターには逆流防止装置を申込者の負担で設置すること。
- (メーターの設置場所)

第6条 メーターは、次に定める要件を満たす場所に設置しなければならない。

- (1) 配水管の分岐部分から最も近い位置であること。目安として、メーターボックスの中心が官民境界から概ね1メートル以内とする(口径13ミリ～50ミリのネジ式の場合)。
- (2) 公道からメーターまで直線的に立入ることができ、その間に障害物がないこと。障害物が後に設置された場合は、申請者の費用で撤去・改善をする。
- (3) 検針、修繕、メーター交換作業等が容易にできること。特に駐車場等への設置については、車両等の駐車時においても検針及び取替えが可能な場所とすること。
- (4) 衛生的で損傷のおそれがないこと。
- (5) 受水槽、増圧給水設備等が設置してある場合は、その装置の前側に設置すること。

2 前項の要件を満たさない位置にメーターを設置した場合は、所有者(申請者)の責(費用)において改善をするものとする。

(メーターの口径決定)

第7条 給水装置に取り付けるメーターの口径は、当該給水装置における1月又は1日当たり予定使用水量、適正流量範囲等を勘案して決定するものとし、その基準は次の表によるものとする。

メーター口径 (mm)		13	20	25	30	40	50	75	100
予 定	1月当たり予定使用水量 (最大値) (m ³)	100	170	260	420	420	700 (2,600)	4,100	6,600

	1日当たり予定使用水量 使用時間 10時間以内 (m³)	7	12	18	30	30	44 (140)	-	-
	使用時間 24時間以内 (m³)	12	20	30	50	50	80 (250)	-	-
	適正流量範囲 (m³/h)	0.1 ～1.0	0.2 ～1.6	0.23 ～2.5	0.4 ～4.0	0.5 ～4.0	0.4 ～6.5 (1.25 ～17.0)	2.5 ～27.5	4.0 ～44.0

※50 mm () 内数値はフランジ式の場合

- 2 水道直結式スプリンクラー設備を有する施設については、メーター口径を40ミリ以上とする。ただし、消火用貯水設備を有する施設の場合は、上表によるものとする。

第3章 給水工事に関する手続き

(設計審査と工事通知)

第8条 市長は、条例第10条の規定により給水工事の申し込みを受けた場合は、給水装置工事申請書の記載事項が、条例、規程及びこの基準に適合しているかの審査を行う。

- 2 市長は、前項の審査の結果、給水工事の施工を承認する場合は、分担金(条例第33条)、手数料(条例第32条)及び延長負担金(必要に応じ)の納入通知書を発行し、申請者に交付するものとし、当該納入通知書の発行により施工を承認したものとする。

(道路許可申請等)

第9条 公道、河川等の占用等届出、道路交通規制等に必要な官公署等への許可申請は市長が行う。ただし、道路使用許可申請については施工業者が行う。

第4章 給水工事の設計

(給水装置の構造と材質)

第10条 給水装置の構造及び材質は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 給水装置全体が必要水量を満たし得る構造であること。
- (2) 自家用井戸水など上水道以外の水の混入を避けるため、配管系統、給水装置が区別されていること。

- (3) 給水管内に汚水が逆流するおそれのある装置や構造でないこと。
- (4) 給水装置にポンプ等の配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのある器具を直結していないこと。
- (5) 使用する材料は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月厚生省令第14号）に適合するものであること。

2 分水工事材料の材質は、下記のとおりとする。

(1) 給水管

ポリエチレン管水道用2層管又は1種H I V P（J W W A K-118）

(2) 止水栓

ア 口径13ミリ～25ミリの場合

前田バルブ工業(株) MV-TAYU蝶ハンドル

(株)日邦バルブ DSE-G

前澤給装工業(株) 副栓付伸縮止水羽島型

(株)タブチ W止水栓伸縮式蝶ハンドルカバー付きステム菊矢

イ 口径30ミリ～40ミリの場合

砲金製ソフトシール制水弁

ウ 口径50ミリ以上の場合

ダクタイル製ソフトシール仕切弁

(3) メーターボックス

ア 口径13ミリ～25ミリ

前澤化成工業(株) MB-13（20・25）SBPハシマ

日之出水道機器(株) NPC13（20・25）ハシマ

ミクニプラスチック(株) M13（20・25）L R-PET

アロン化成(株) M-13TLR/VSLB 羽島

車乗り入れ部等に設置する場合は、蓋をダクタイル鋳鉄製とすることは可とする。

イ 口径30ミリ～50ミリ（ねじ式）

市販の口径に見合ったメーターボックス内に設置すること。

ウ 口径50mm（フランジ式）～口径100mm

市販の口径に見合ったメーターボックス又はメーター室をコンクリート等で築造し内部に設置すること。また、検針用小窓を設けること。

(4) 分水栓

サドル付分水栓（JWWA B 117）ボール式 コック付き
（設計図書の作成）

第11条 給水装置工事を施工しようとするときは、工事着手前に申請書に設計図書を記入又は添付して、審査を受けなければならない。設計図書は、位置図及び平面配管図を作成し、必要により詳細図、配管立面図、骨組図、縦断面図等を作成するものとする。

第5章 給水工事の施工
（分水工事の施工方法）

第12条 分水工事については、次に掲げる原則を基本とすること。

- (1) 導水管からは分水しないこと。
- (2) 異形管からは分水しないこと。やむを得ず取り出す場合は、事前に市長と協議し、了解を得ること。
- (3) 道路の交差点内（仕切弁の設置が有る場合は仕切弁より交差点側）では分水しないこと。やむを得ず取り出す場合は、事前に市長と協議し、了解を得ること。
- (4) 分水口径は100ミリまでとする。給水管口径が配水管より大きい場合は給水申請時に協議すること。
- (5) 配水管から分水しようとするときの施工については下記の表による。

配水管口径 給水管口径	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm以上
13・20 mm	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓
25 mm	HI-LA チーズ （コート）	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓
30 mm	HI-LA チーズ （コート）	メカチーズ	サドル付分水栓	サドル付分水栓
40 mm	HI-LA チーズ （コート）	メカチーズ	サドル付分水栓	サドル付分水栓
50 mm	HI-LA チーズ （コート）	メカチーズ	メカチーズ	サドル付分水栓 又はメカチーズ

75 mm	HI-LA チーズ (コート)	メカチーズ	メカチーズ	メカチーズ
100 mm	HI-LA チーズ (コート)	メカチーズ	メカチーズ	メカチーズ

配水本管が口径 30 ミリ以下の場合は、HI-LA チーズ（コート）とする。

(6) 分水箇所が 2 箇所以上連続するときは、それぞれの間隔を 30 センチ以上あけること。

(7) メーター上流側の給水管の口径は、メーター口径と同一とすること。ただし、配水管が鋳鉄管又はポリエチレン管の場合は、口径 13 ミリのメーターを設置しようとするときは、口径 20 ミリのサドル付分水栓を使用し、分止水栓金具で口径 13 ミリに変換すること。

(8) 分水しようとする配水管が鋳鉄管又はポリエチレン管の場合は、その管種の施工講習会を受講し、受講証を取得した者が配管施工すること。

(口径変更)

第 13 条 給水管の口径を変更しようとするときは、従前の給水管を申請者において配水本管より切り離し、新たに変更しようとする口径の給水管を取り出すこととする。

2 前項の場合、申請者は、増径のときは口径に応じた分担金と従前の口径との分担金の差額を支払わなければならない。ただし減径のときは分担金の差額の還付はしないものとする。

(配管の方法等)

第 14 条 給水管工事における埋設深度（土かぶり）は、公道又は公道に準ずる私道は 0.6 メートル以上とすること。

2 既設埋設物に錯そうして配管するときは、当該埋設物と少なくとも 30 センチ以上の間隔をあけること。

3 給水管は配水管に対して直角に配管すること。

4 宅地内の配管については、次の各号に掲げる事項に留意すること。

(1) 汚染のおそれのある施設に近付けて配管をしないこと。

(2) 給水管内に死水（腐れ水）の生じるような配管はしないこと。

(3) 水衝作用（ウォーターハンマー）を生じやすい配管や給水用具は避けること。

- (4) 床下の配管、コンクリート内部の配管はできるだけ避けること。
- (5) 凍結、侵食、損傷などのおそれがあるときは、適当な措置を講じること。

第6章 施工業者の注意義務

(一般的注意義務)

第15条 施工業者は、給水工事の施工にあたっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 工事現場には必ず設計書の写しを持参し、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の指示のもと、設計書に基づいて施工すること。
- (2) 道路占用、道路使用等の関係官公署等が発行する許可書等を確認すること。
- (3) 工事施工中には、工事目的、許可番号、許可年月日、事業者名、施工業者名、工事期間等を記載した指定の工事看板を設置すること。
- (4) 断水を伴う工事を行う場合は、あらかじめ市長の許可を得るとともに、断水区域の水道使用者及び関係者に断水日時を事前に書面にて通知すること。
- (5) 工事施工中に設計書の工事内容に変更が生じた場合は、直ちにその旨を市長と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 安全確保、災害防止等のため、関係法令を遵守するとともに、工事の万全を期するため、細心の注意を払って施工すること。万一事故が発生したときは、臨機応変の処置をするとともに、直ちに市長に報告し、その指示に従うこと。

(掘削及び埋戻し)

第16条 掘削埋戻しに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 掘削に当たっては、地下埋設物に損傷を与えないよう細心の注意を払い、必要に応じて関係者の立会いを求めること。
- (2) 舗装路面はカッターで縁切りを行い、他の部分に影響を及ぼさないようにすること。
- (3) 掘削は、その日のうちに仮復旧できる範囲とすること。
- (4) 埋戻しでは、管上10センチ以上をすき間のないように砂で敷き固め、その上を20センチごとに碎石をランマーで転圧しながら十分締め固める

こと。

(5) 湧き水箇所では、十分な排水をした後、埋戻しを行うこと。

(6) 残土処分は、その日のうちに完了すること。

(道路復旧)

第17条 道路復旧に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 舗装道路の掘削後は、その日のうちに仮復旧すること。

(2) 仮復旧に当たっては、掘削路面を十分に転圧し、舗装用合材を均一に敷きならし、プレートで転圧しながら既設路面高と同一にすること。

(3) 仮復旧の完了後、速やかに既設路面の汚れを清掃すること。

(4) 仮復旧後は、本復旧まで現場を適宜巡回し、不陸のないように管理すること。

第7章 完成検査

(完成の届出)

第18条 施工業者は、給水工事が完成したときは速やかに市長に給水装置完成届その他必要な書類を提出し、完成検査を受けなければならない。

(完成検査)

第19条 完成検査は、市及び施工業者の立会いのもとに、行わなければならない。

(再検査)

第20条 前条の検査の結果、不適当な箇所があった場合は、施工業者は検査の日から7日以内にその箇所を修復し、再度完成検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第21条 完成検査及び再検査における施工業者の立会いは、当該給水工事を担当した主任技術者が立ち会うことを原則とする。

第8章 完成後の責任区分

(責任区分の範囲)

第22条 完成後の市の責任区分（修繕区分）の範囲は次のとおりとする。

(1) メーターが敷地内に一つ設置されている場合は、本管からメーターの二次側ナットまでを責任区分とする。

(2) メーターが敷地内に複数設置されている場合は、本管から総括バルブまで（総括バルブを含む）を責任区分とする。

ただし、メーターのナット部分からの漏水、止水栓継手部分からの漏水については市の修繕区分とする。

- (3) 私道に総括バルブが設置してある場合は、本管から総括バルブまでを、総括バルブの設置が無い場合は、本管から官民境界までを責任区分とする。
(瑕疵による修繕)

- 2 元付型浄水器または整水器（以下「浄水器等」という。）を設置する場合は、メーターと浄水器等の間に水栓を1栓設置することとし、水質の責任区分は浄水器等の一次側までとする。

既に設置してある場合は浄水器等の一次側までを責任区分とする。

第23条 完成後、前条の市の責任区分において、施工業者の瑕疵により漏水、その他不具合が発生したと認められたときは、市は施工業者に工事のやり直しの指示又は修繕費用を請求することができる。

(附則)

この基準は令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この基準は令和6年5月23日から施行する。